

講習科目の受講の一部が免除される者（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識 関係法令 走行の操作
2	① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者 ② 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者 ③ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
3	令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者	走行の操作
4	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識

備考：安衛則第36条第9号、第5号の3の業務経験は、特別教育修了者に限る

〈 コピー 貼 付 欄 〉